



平成 22 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 経営企画部長 関 裕司
(TEL. 03-5225-3612)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針の改定を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、そのコンプライアンス体制確立の基礎として、「セブンシーズホールディングスグループ 企業倫理・法令遵守行動規範」を制定する。この規範は当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）における全取締役及び使用人に徹底させるものとする。

また、当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、経営意思決定の重要書類として「文書管理規程」に基づき所管する部署が保存及び管理を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書についてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行うものとする。

ハ. 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ. の検証及び見直しの経過、ロ. のデータベースの運用及び管理について統括する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を設置し、当社の業務執行に係るリスクに関して、管理体制を構築する。

ロ. リスク管理部門として各セグメントにおける担当役員がリスク管理活動を統括し、リスクの識別、種類、特性、特定、評価、コントロール等の手法を理解し、適正な管理体制の整備・確立に向け、整備し、運用していく。

ハ. リスク管理部門は、万一リスクの発生が顕在化した場合は、「経営危機管理規程」に基づき、対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 定例の取締役会を原則月 1 回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行う。

ロ. 取締役会への付議議案については、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配付され、各取締役が取締役に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報規程」を制定する。

ロ. 担当役員は、「セブンシーズホールディングスグループ 企業倫理・法令遵守行動規範」に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「内部通報規程」のさらなる周知徹底を図る。

⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループの業務の適正については、「関係会社管理規程」に従い管理し、業務執行の状況について、総務経理部、経営企画部の各担当部が当社規程に準じて評価及び監査を行うものとする。

ロ. 総務経理部、経営企画部の各担当部は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

ハ. グループ経営会議を原則月 1 回開催し、当社グループとの円滑な意思疎通を図ることにより、業務執行の監督を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人は、当社グループの信用を著しく低下させる事項及び業績を著しく悪化させる事項を発見し、または確度高く予見したときは速やかに監査役に報告する。

ロ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

ハ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

1. 当社の内部統制システムの構築・運用に関わる部門の活動状況
2. 当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
4. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5. 内部通報制度の運用及び通報の内容
6. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役が当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るため、必要に応じて代表取締役、内部監査室、総務経理部担当取締役、担当部長、グループ会社監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催する。
- ロ. 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
- ハ. 内部監査を所管する部門は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

以 上